

第1次千早赤阪村エコチャレンジ・プラン
千早赤阪村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和3年4月

大阪府 千早赤阪村

■目次

1. 背景	1
2. 基本的事項	1
(1) 目的	1
(2) 対象とする範囲	2
(3) 対象とする温室効果ガス	3
(4) 計画期間	4
(5) 計画の位置付け	4
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量	5
4. 温室効果ガスの排出削減目標	6
(1) 目標設定の考え方	6
(2) 温室効果ガスの削減目標	6
5. 目標達成に向けた取組	7
(1) 取り組みの基本方針	7
(2) 具体的な取り組み内容	7
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	8
(1) 推進体制	8
(2) 点検・評価・見直し体制	9
(3) 進捗状況の公表	10
<参考資料>	11

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016年には、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定。以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で26.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

千早赤阪村においても、2018年度にESCO事業を導入し、照明設備や空調設備の省電力化や公共施設への太陽光発電の導入を進め、地球温暖化の防止に向けた取り組みを推進しています。

2. 基本的事項

（1）目的

千早赤阪村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「千早赤阪村事務事業編」という。）は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、千早赤阪村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

地球温暖化対策推進法 第21条(抜粋)

- | | |
|------|--|
| 第21条 | 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。 |
| 8 | 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。 |
| 10 | 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。 |

(2) 対象とする範囲

千早赤阪村事務事業編の対象範囲は、千早赤阪村の全ての事務・事業とし、出先機関を含めた全ての組織・施設を対象とします。

なお、指定管理者制度により施設運営を外部に委託している場合は、施設の所有権は村にあるため対象とします。指定管理者制度を除き、外部に委託する事務・事業は対象外とします。

表1 対象施設一覧

課 名	対 象 施 設 名	課 名	対 象 施 設 名
総 務 課	千早赤阪村役場	教育委員会	くすのきホール（郷土資料館含む）
	防災倉庫		コミュニティホール
	千早赤阪村役場小吹台連絡所		B&G海洋センター
	旧千早小学校		村立テニスコート
健 康 課	保健センター（診療所含む）		村立野外活動センター
福 祉 課	いきいきサロンくすのき		村民運動場
	いきいきサロンやまゆり		村立赤阪小学校
施設整備課	道路施設		村立千早小吹台小学校
	下水道施設		村立中学校
			村立学校給食センター

※ ロープウェイ・香楠荘については、2020年度（令和2年度）で関係条例を廃止したため対象外とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

千早赤阪村事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

表2 温室効果ガス種類一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数	性質	用途
二酸化炭素 (CO ₂)	1	代表的な温室効果ガス	化石燃料の燃焼など
メタン (CH ₄)	25	天然ガスの主成分 常温で気体。可燃性。	農業関連、廃棄物の 埋め立てなど
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298	窒素酸化物の中で最も 安定した物質	燃料の燃焼、窒素肥 料の生産・使用など
ハイドロフルオロカー ボン (HFC)	1,430	塩素が無く、オゾン層 を破壊しないフロン。 強力な温室効果があ る。	スプレー、エアコン や冷蔵庫などの冷媒
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390	炭素とフッ素だけから なるフロン。強力な温 室効果ガス。	半導体の製造プロセ スなど
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄の六フッ化物。強 力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素からなる 無機化合物。強力な温 室効果ガス。	半導体の製造プロセ スなど

※温暖化係数とは、二酸化炭素を基準にして他の温室効果ガスがどれだけ温暖化する能力があるのか表した数字

(4) 計画期間

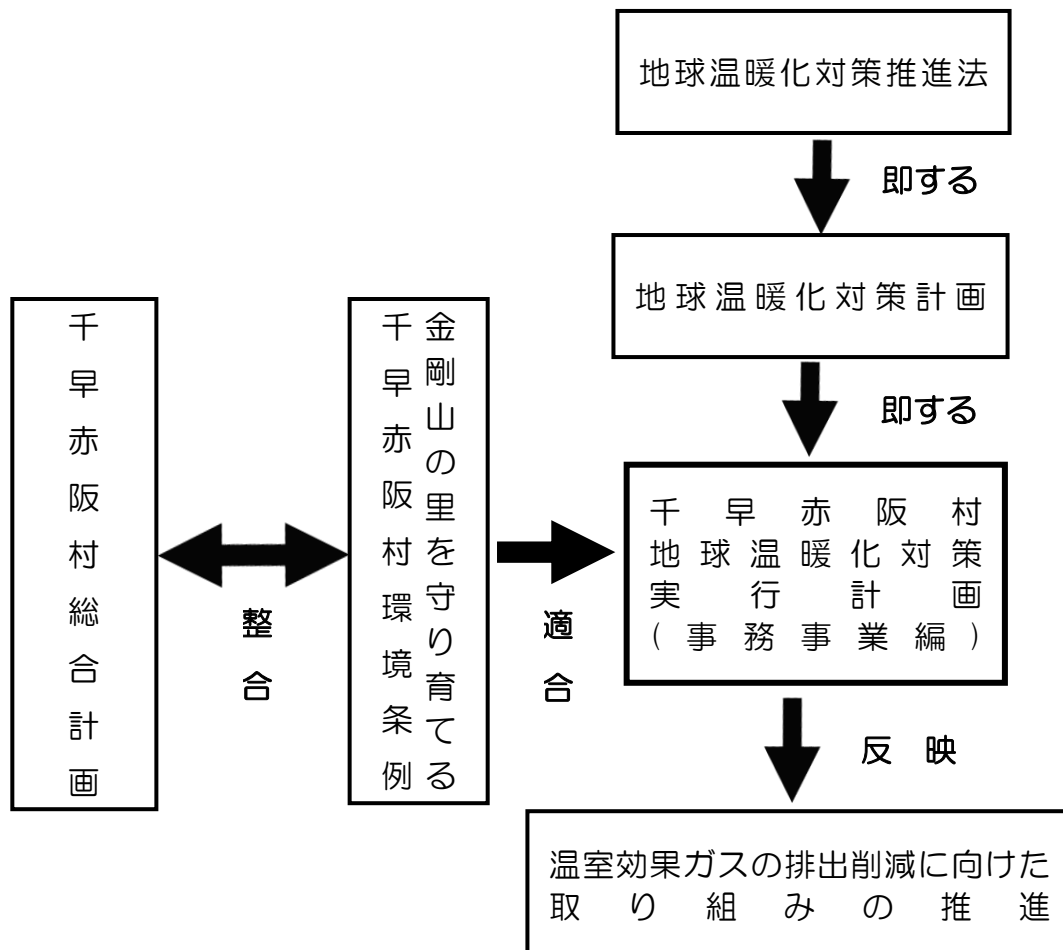
2021年度から2030年度までを計画期間とし、基準年度を2019年度とします。
なお、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行います。

(5) 計画の位置づけ

千早赤阪村事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

また、国の地球温暖化対策計画を踏まえるとともに千早赤阪村総合計画を上位計画とし、整合性を図り策定します。

図1 計画関係図



3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」の排出量

千早赤阪村の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2019年度において、347.10t-CO₂ となっています。

施設別では、小中学校（コミュニティホール含む）23.71%、給食センター18.01%、役場（防災倉庫、小吹台連絡所、旧千早小学校含む）15.95%、くすのきホール（郷土資料館含む）9.54%、保健センター（診療所含む）7.28%、いきいきサロン（くすのき・やまゆり）6.85%、道路施設6.11%、海洋センター・運動場・テニスコート・野外活動センター5.59%、公用車3.55%、下水道施設3.41%となっています。

また、エネルギー種別では、電気が全体の83.53%を占め、次いでLPG8.82%、ガソリン・軽油6.66%、灯油0.99%となっています。

図2 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2019年度）

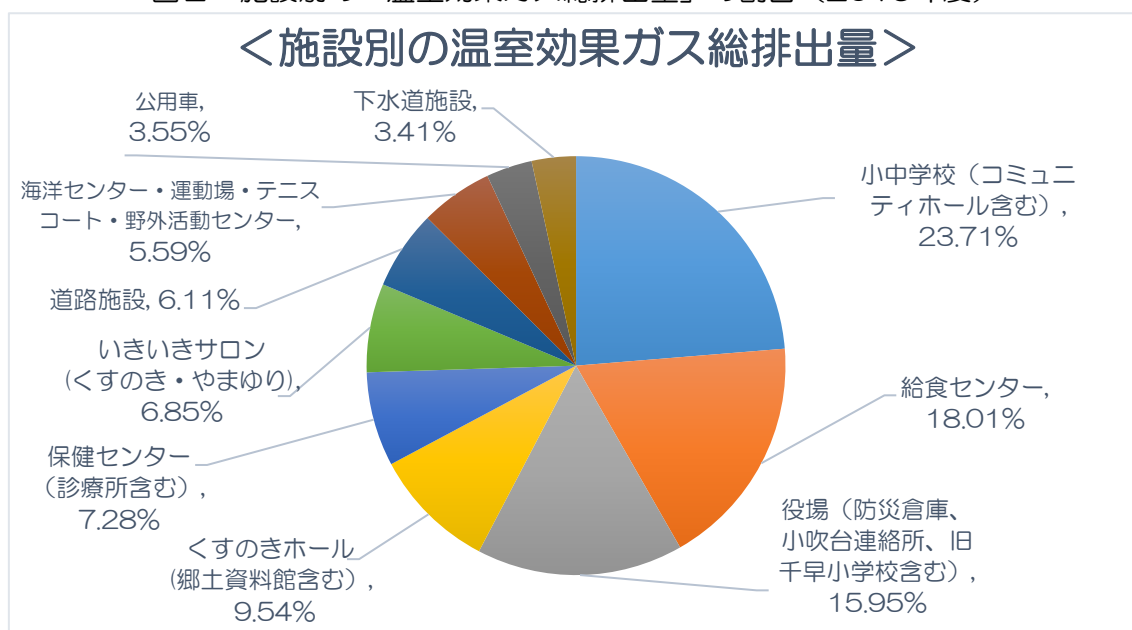
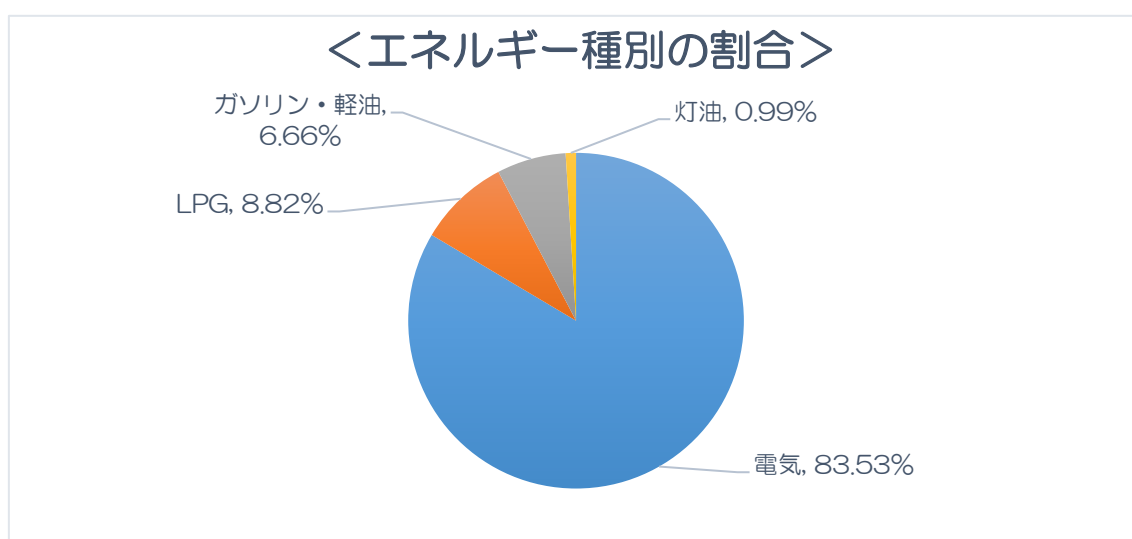


図3 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2019年度）



4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、千早赤阪村の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2019年度）比で26%削減することを目標とします。

表3 温室効果ガスの削減目標

単位：t-CO₂

項目	基準年度（2019年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	347.10t-CO ₂	256.85t-CO ₂
削減率	—	26%

※ t-CO₂（二酸化炭素トン）：CO₂を炭素と酸素の重量で表した数値。

本村の事務及び事業における基準年度（2019年度）の二酸化炭素排出量は、下記のとおりです。

表4 2019年 施設の区別の二酸化炭素排出量

単位：t-CO₂

施設の区分	ガソリン	軽油	灯油	LPG	電力	合計
小中学校 (コミュニティホール含む)	0.13		2.32	0.29	79.58	82.32
給食センター	0.64			30.25	31.61	62.50
役場(防災倉庫、小吹台連絡所、旧千早小学校含む)			0.50	0.04	54.83	55.37
くすのきホール (郷土資料館含む)	2.00				31.10	33.10
保健センター (診療所含む)	3.40			0.02	21.85	25.27
いきいきサロン (くすのき・やまゆり)					23.79	23.79
道路施設	4.54				16.65	21.19
海洋センター・運動場・テニスコート・野外活動センター		0.10	0.63		18.67	19.40
公用車	12.32					12.32
下水道施設					11.84	11.84
総計	23.03	0.10	3.45	30.60	289.92	347.10

※ 温室効果ガスの排出量は、基準年度（2019年度）に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に定められた二酸化炭素排出係数を、計画期間中も継続して使用することとします。

ただし、電気事業者により本村が購入した電力については、関西電力の2019年度の二酸化炭素排出係数（0.340kg-CO₂/kwh）を使用することとします。

※ 二酸化炭素排出計数とは、エネルギー源となる物質による生産量・消費量等の単位あたりの二酸化炭素の排出量を表す数値である。

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリン・灯油の燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み内容

1. 施設設備等の運用改善

現在の施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

自動販売機の照明は消灯します。

空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

2. 電気使用量の改善

現在温室効果ガス総排出量の83.53%を電力が占めており、27.44%を小中学校、18.91%を役場の電気使用量による排出量となっていることから、効率の良い電気使用量になるよう見直し、排出量削減に取り組みます。

3. 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

照明のLED化や高効率の空調機器など、省エネルギー型の設備への更新を進めます。

また、現在計画中の新庁舎には、自然エネルギーや高能率な空調照明設備を導入し、30%以上の排出削減を目指します。

4. グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。

5. 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

庁舎や小中学校などにおいては、太陽光発電の新設や追加設備の導入を奨励します。

6. 職員の日常の取組

- ・職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- ・地球温暖化対策推進委員による職員への意識啓発に取り組みます。
- ・不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- ・空調は、運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・移動の際には公共交通機関を積極的に利用し、公用車の利用時にはエコドライブを実践します。
- ・対象施設の指定管理者に対しても、本計画の趣旨、目標を周知し、その取り組み

に協力を求めるものとしします。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

千早赤阪村事務事業編を推進するために、村長を委員長とする「千早赤阪村地球温暖化対策庁内委員会」（以下「庁内委員会」という。）を設置し、地球温暖化対策への取り組みを着実に推進します。

1. 庁内委員会

庁内委員会は、村長を委員長、副村長を副委員長、住民課長を千早赤阪村地球温暖化対策推進実行責任者（以下「推進実行責任者」という。）、各課長及び各施設管理者を千早赤阪村地球温暖化対策推進委員（以下「推進委員」という。）で構成し、千早赤阪村事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。

また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

2. 庁内委員会事務局（以下「事務局」という。）

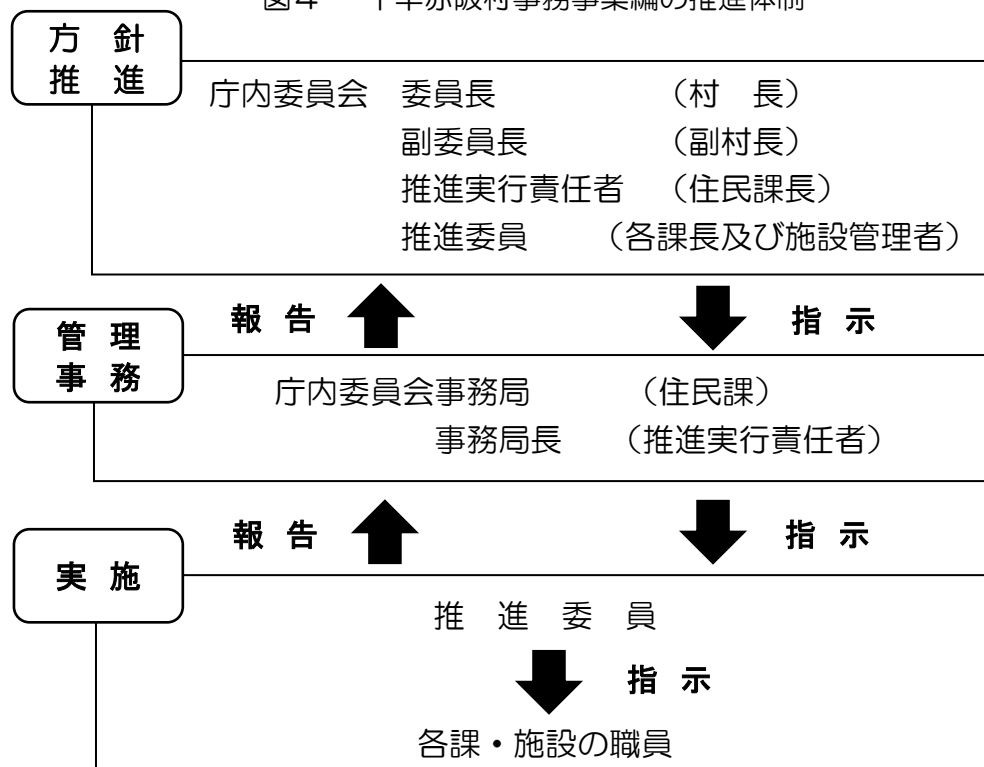
推進実行責任者を事務局長とし、住民課職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。

また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

3. 推進委員

各課及び各施設に1名配置します。推進委員は、基本的に各課及び各施設の長とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

図4 千早赤阪村事務事業編の推進体制



(2) 点検・評価・見直し体制

千早赤阪村事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（点検・評価）→ Action（見直し）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

1. 毎年のPDCA

千早赤阪村事務事業編の進捗状況は、推進委員が事務局に対して定期的に報告を行います。

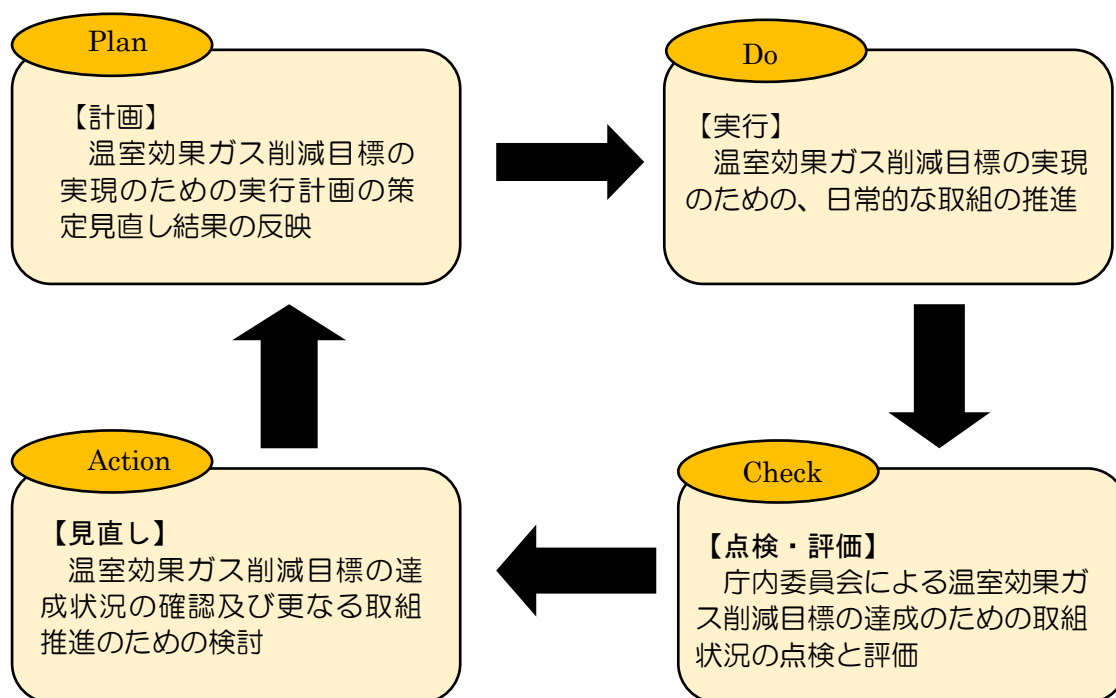
事務局は、その結果を整理して庁内委員会に報告します。庁内委員会は毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

また、社会状況等の変化を踏まえ、適宜庁内委員会を開催します。

2. 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

庁内委員会は進捗状況を確認・評価し、見直し改定要否の検討を行い、必要がある場合には、千早赤阪村事務事業編の改定を行います。

図5 毎年のPDCA イメージ



① Plan（計画）

推進委員は、「4. 温室効果ガスの排出削減目標」に示した排出量を達成するために、本計画の重要性、及び「5. 目標達成に向けた取組」に示した励行等について職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減（抑制）に関する取り組みを励行します。

② Do（実行）

各職員は、推進責任者の指示に基づき、それぞれの事務執行の際に計画に基づく省エネ・節電等の取組を実施し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努めます。

③ Check（点検・評価）

推進委員は、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）の状況を把握し、エネルギー使用量等の実績を年に1回事務局に提出します。

事務局は、日常的な取組の推進に必要な情報等を各課に提供するとともに、各課・施設等のエネルギー使用量等の実績を取りまとめ、千早赤阪村役場全体の温室効果ガス排出量を把握し、推進実行責任者に報告します。

推進実行責任者は、実行計画の進捗状況及び温室効果ガス削減目標値の達成状況を確認し年1回、庁内委員会委員長に報告します。

④ Action（見直し）

推進実行責任者は、事務局からの報告を踏まえて、計画の進捗状況や取組成果等に関し総括し、必要に応じて計画の見直し及び関係各課等に必要な指示を行います。

（3）進捗状況の公表

事務局は、計画の進捗状況や取組の成果等を取りまとめ、広報紙やホームページなどで住民に分り易い形で毎年公表します。

■参考資料

エネルギー使用量報告書

所 属 名	
施 設 名	
記 入 者	
調 査 対 象 年 度	年度

※黄色の該当部分のみご記入ください。当該期間（〇〇年4月～〇〇年3月）の使用実績がない項目については、記入の必要はありません。

燃料・電気の使用量

調 査 項 目		単 位	
エネルギーの使用量	電力	Kwh	
	ガソリン(公用車以外)	ℓ	
	灯油	ℓ	
	軽油(公用車以外)	ℓ	
公用車で使用する燃料の使用量	ガソリン	ℓ	
	軽油	ℓ	
	電力	Kwh	
公用車の走行距離	ガソリン	km	
	軽油	km	
公用車の台数		台	